

高崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

年 次		平成 27 年	令和 7 年
		(基準年)	(基準年の 10 年後)
区 分	都 市 計 画 区 域 内 人 口	836.6 千人	おおむね 811.3 千人
	市 街 化 区 域 内 人 口	571.1 千人	※ 1 おおむね 562.9 千人
	配 分 す る 人 口	—	おおむね 548.8 千人
	保 留 す る 人 口	—	おおむね 14.1 千人
	(特定保留)	—	—
	(一般保留)	—	おおむね 14.1 千人

※ 1 令和 7 年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

理 由

平成27年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、令和7年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すもの。

また、別添計画図表示のとおり、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域で、高崎工業団地造成組合による開発事業の実施が確実となった次の地区を市街化区域に編入するもの。

記

1. 複合産業団地西地区：面積 6.5ha

高崎都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

高崎都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

年次 区分	新		旧	
	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)	平成22年 (基準年)	令和2年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口	836.6千人	おおむね 811.3千人	841.1千人	おおむね 824.6千人
市街化区域内人口	571.1千人	※1 おおむね 562.9千人	575.8千人	※1 おおむね 566.6千人
配分する人口	—	おおむね 548.8千人	—	おおむね 547.6千人
保留する人口	—	おおむね 14.1千人	—	おおむね 19.0千人
(特定保留)	—	—	—	—
(一般保留)	—	おおむね 14.1千人	—	おおむね 19.0千人

※1 令和7年及び令和2年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口が想定されている。

総括図

1:20,000(A1)
1:40,000(A3)



即時編入	
地区番号	即-1
地区名	複合産業団地西地区
面積	約 6.5 ha

凡	例	建蔽率 (%)	容積率 (%)
	都市計画区域	40	80
	市街化区域	50	80
	都市計画道路	50	100
	立体交差	60	200
	都市計画駐車場	50	100
	衛生処理施設	60	200
	都市計画市場	50	100
	火葬場	60	200
	都市計画河川	80	200
	公園・緑地・墓園	80	300
	風致地区	80	400
	特別緑地保全地区	60	600
	駐車場整備地区	60	200
	地区計画区域	70	200
	市街化区域編入区域	は図上に記入	上段:容積率 下段:建蔽率
	防火地域		
	準防火地域		
	特別用途地区 (特別業務地区)		
	特別用途地区 (大規模集客施設制限地区)		
	高度利用地区		

0 2km

計画図

1:2,500(A1)
1:5,000(A3)



区域界表示

- ①～③ 道路境界
- ③～④ 河川北境界
- ④～① 道路境界

凡例

-  区域区分線
-  変更区域

